東京外国語大学学生表彰規程に関する申合せ

平成15年 4月30日 規 則 第 25 号

改正 平成17年 2月16日規則第 4号 平成26年11月25日規則第51号 令和 2年 1月15日規則第 1号 令和 2年 3月23日規則第23号

- 第1 この申合せは、国立大学法人東京外国語大学学生表彰規程(平成15年規則第24 号、以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、学生及び学生団体の表彰の実施に 関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2 規程第2条の表彰の基準に該当する個人又は団体とは、次の各号の一に掲げる場合とする。
 - (1) 第1号関係
 - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受賞した場合
 - (2) 第2号関係
 - イ 国際的規模の競技会、展覧会、公演等(以下「競技会等」という。)に出場、出 展、又は出演した場合
 - ロ 全国的規模の競技会等に出場、出展又は出演し、第5位までに入賞した場合、又は関東地区若しくは関東地区を含む複数の地区が合同で行う競技会等にあっては、 優勝した場合
 - ハ 出場、出展又は出演の資格が大学生に限られる競技会等では、全国的規模の国公 私立大学参加の競技会等にあっては、第3位までに入賞した場合、又は全国的規模 の国公立大学参加の競技会等にあっては、優勝した場合
 - ニ その他これらに準じた競技会等において特に優秀な成績を収めた場合
 - (3) 第3号関係
 - イ ボランティア活動等において、公共団体等から表彰を受ける等社会的に高い評価 を受けた場合
 - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公共団体等から表彰を 受ける等社会的に高い評価を受けた場合
 - ハ その他これらに準じた功績により、特に高い評価を受けた場合
- 2 表彰の時点において、卒業、死亡等により学籍を離れている者についても、その者の 在学中に行った行為が死亡、卒業等の後に高く評価されたときは、規程第1条の規定に かかわらず、表彰の対象として考慮するものとする。
- 3 一度表彰された学生及び学生団体に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度 の表彰を行うことができるものとする。
- 第3 規程第3条の表彰候補者の推薦に係る審議は、学生本人又は学生団体から学生支援 マネジメント・オフィス長に提出された表彰申請書(別紙 様式)により行う。
- 第4 規程第5条の表彰は、毎年度原則として3月に行う。ただし、特別の場合は、この 限りではない。

第5 学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものと するが、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与できるものとする。

(表彰の公表)

第6 学長は、表彰を行ったときは、被表彰者の氏名及びその表彰事由について掲示等に より広く大学構成員に周知することとする。

附則

- この申合せは、平成15年4月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。 附 則
- この申合せは、平成17年2月16日から施行し、平成16年7月1日から適用する。 附 則

この申合せは、平成26年11月25日から施行し、改正後の東京外国語大学学生表彰 規程に関する申合せの規定は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

表 彰 申 請 書

年 月 日

表彰候補	体名													
申請	所		属						学部	• 研究和	\		学年	Ē
	学籍番号													
	氏		名											
者	連	絡	先	電	話					E-mail				
						申	請	理	由					

- 注) 1. この表彰申請書は、教授会等の検討資料になります。
 - 2. 大会実施要領、表彰状等参考になるものの写しを添付してください。